

監査基準の体系(案)

監査基準

第一 監査の目的

※第二 一般基準

第三 実施基準

☆ 一 基本原則

☆ 二 監査計画の策定

☆ 三 監査の実施

※ 四 他の監査人等の利用

第四 報告基準

※ 一 基本原則

二 監査報告書の記載区分

三 無限定適正意見の記載事項

四 意見に関する除外

五 監査範囲の制約

六 繼続企業の前提

七 追記情報

監査に関する品質管理基準

第一 目的

第二 品質管理のシステムの整備及び運用

第三 品質管理のシステムの構成

第四 品質管理に関する責任者

第五 職業倫理及び独立性

一 職業倫理

二 独立性

第六 監査契約の受任及び更新

第七 監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任

第八 業務の実施

- 一 監査業務の実施
- 二 専門的な見解の問合せ
- 三 監査上の判断の相違
- 四 監査業務に係る審査

第九 品質管理のシステムの監視及び監査業務の検証

第十 監査事務所間の引継

第十一 共同監査

第十二 中間監査への準用

〔※:品質管理に関する変更箇所〕

〔☆:事業上のリスクを重視した監査に関する変更箇所〕